

# R6年度就労選択支援に係るモデル事業

3つの柱を中心に就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業を実施

## 1. モデル事業の実施

令和7年10月に創設される就労選択支援を見据え、モデル地域ごとに以下の取組を実施。

「モデル地域」

原則として都道府県単位で選定する

「事例数」

一つのモデル地域につき10名以上

「アセスメント等の期間」

原則として概ね1か月間以内

アセスメントの実施

多機関連携によるケース会議等の実施

アセスメント結果の作成、事業者等との調整

就労に関する情報提供等

そのほかアセスメント等実施に係る課題整理

✓ 就労選択支援実施マニュアルを活用

✓ 一部モデル地域において試行的な研修を実施

## 2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に関する業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成。

① 実施マニュアルの内容

- 作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）の基本的な考え方、実施内容、実施方法、活用方法
- 多機関連携によるケース会議の開催目的、関係機関の基本的な役割、ケース会議実施上の留意点
- アセスメント結果の基本項目
- 本人への情報提供の実施方法
- 事業者等との連絡調整の実施方法
- 計画相談支援事業者との連携する上での留意事項
- 就労選択支援事業者としての中立性の確保の考え方
- 就労選択支援の利用に伴う一般就労に向けての関係機関との連携方法等

② 実施マニュアル（初版）の作成

初版を令和6年9月末までに作成  
アセスメント等の実施の際に活用し、就労選択支援において想定している支援プロセスや内容等と齟齬等がないか検証し、追加でマニュアルに盛り込むべき点等を抽出。

③ 実施マニュアルの見直し

令和6年11月末を目途に、第2版の実施マニュアルを作成し、モデル事業において活用。その中から得られた課題等をもとに、さらに実施マニュアルに必要な修正を加えた上で、実施マニュアル（最終版）を取りまとめる。

## 3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

令和5年度特別研究事業により開発された「就労選択支援員養成研修標準プログラム（案）」に基づき、暫定版の研修シラバス及び研修教材の開発、実施方法の整理等を行う。

「標準プログラム（案）」

(1) 就労選択支援の理念

働くことの意義、就労選択支援の概要と目的

(2) 就労アセスメントの目的と手法

アセスメントの目的、就労アセスメントの手法

(3) ニーズアセスメントの手法

ニーズ把握の目的と視点、職業カウンセリングの方法

(4) 就労アセスメントの具体的活用

「就労アセスメントシート」の解説講義と作成演習

(5) アセスメント結果の整理と活用

アセスメント結果表の書き方、支援プロセスの検討

(6) 関係機関との連携

地域の社会資源と役割、ケース会議の方法

## (1)(2)モデル事業

ご所属	ご役職	お名前	(ふりがな)	エリア
(特非)きなはれ 就業・生活応援プラザとねっと	センター長	重泉 敏聖	しげいずみ としまさ	北海道
(特非)東松山障害者就労支援 センター	代表理事	若尾 勝己	わかお まさき	埼玉
(社福)舟伏 清流障がい者就業・生活支援セ ンターふなぶせ	所長	森 敏幸	もり としゆき	岐阜
(社福)あしーど 障がい者職場定着推進センター あしすと	所長	中島 哲朗	なかじま てつろう	鳥取
(特非)ラーシーネ	理事長	川内 崇司	かわうち たかし	鹿児島
(社福)名護学院 障がい者就業・生活支援セン ターティーダ&チムチム	センター長 兼主任ワーカー	中村 淳子	なかむら じゅんこ	沖縄

# 就労選択支援の創設

## 概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

## 法の条文

第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

## 現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がっていない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

# 就労選択支援の目的

## 目的

**働く力と希望**のある障害者に対して、障害者本人が**自分の働き方について考えることをサポート**（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら**就労に関する知識や能力が向上した**障害者には、**本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する**。

### 【具体的な内容】

- **作業場面等を活用し、本人の強みや特性**、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と**協同して整理**し、利用者本人の**自己理解を促すことを支援する**。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、**どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むか**について本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の**選択肢を広げ**、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、**地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供**、助言・指導等を行う。
- **アセスメント結果**は、本人や家族、関係者等と**共有**し、その後の就労支援等に**活用**できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

### 【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援 A 型・B 型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

# 就労選択支援の基本プロセスについて

本人と協同して作成したアセスメント結果を支給決定等において勘案

